

2025 (R7) 年税制改正の概要

2025 (R7) 年度の税制改正が3月末に国会で確定しました。今年度の税制改正は、昨年末に公表された改正案から、いわゆる「103万円の壁」に対応するため修正された上で、国会で可決成立しました。今回はその税制改正の主な項目の概要をご紹介します。次回以降、主要項目について紹介する予定です。

個人所得税

近年の賃金上昇により所得が増加している一方、物価上昇の影響により実質的に税金負担が増えてしまう状況にあるため、税負担の軽減のため所得税の計算上の基礎控除等の引き上げが行われました。今回の税制改正の主要な改正項目となります。



1. 所得税の基礎控除・給与所得控除をそれぞれ原則 10万円引上げ

基礎控除 (48万円→58万円※)、給与所得控除 (55万円→65万円)

※2025 (R7)、2026 (R8) に限り、合計所得 655万円以下はさらに基礎控除の上乗せ特例が適用

2. 大学生世代 19歳～23歳未満のお子さまの扶養控除条件の緩和 (特定親族特別控除)

扶養する子が、アルバイト等の給与収入年間 150万円までは親の扶養控除を受けられる (従前は103万まで)。また 150万円を超えても 188万円までは徐々に減額されつつ一定の扶養控除可能。

3. 確定拠出年金 (企業型 DC 及び iDeCo) の拠出限度額の引上げ (6.2万円に)

4. 子育て支援税制 (生命保険料控除引上、住宅ローン控除、リフォーム税制) 拡充と延長

5. 退職所得控除の調整規定の見直し (勤続年数の重複調整対象期間他)

法人税

法人に係る大きな改正は無く、制度の見直し、延長に伴う改正となります。

1. 中小企業の軽減税率の見直し、延長

但し、所得が 10億を超える法人に対しては軽減税率が 17%になります (従前 15%)。

2. 中小企業経営強化税制の見直し、延長

3. 売上高 100億円超を目指す中小企業を対象に、中小企業経営強化税制を拡充

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

国際環境の変化等に対応するため、防衛力の抜本的強化とそれに伴う防衛費を安定的に確保するため、防衛特別法人税の制度が創設されました。

1. 法人特別法人税 (2026 (R8) 年 4月 1日以降開始事業年度から適用)

事業年度の法人税額から基礎控除として500万円控除した額に、4%の税率を乗じた額になります。中小企業では課税所得の金額が約 2,400万円を超えると防衛特別法人税が課されることとなります。(会計上、税効果会計を適用している企業では、法定実効税率が R8年度からアップします。)

2. たばこ税引上げ

加熱式たばこ紙巻きたばこの課税方式を見直し、0.5円/本の引上げを3段階にわたって行う。

【その他】

消費税の外国人旅行者向けの免税制度について、不正利用を排除するため、税関の通関後に消費税を返金する「リファンド方式」に変更されます (2026 (R8) 年 11月からの適用)

@ 4月の予定

4/10・3月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

4/30・2月決算法人の確定申告

・5, 8, 11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

